

# 令和5年度 高等学校就学準備等給付金のご案内

## 1. 支給の対象となる方（支給対象者）

■①②に当てはまる方が支給対象者です。所得制限はありません。

① 対象児童の保護者 ※1

② 保護者のいずれにも監護されず、または保護者と生計を同じくしない対象児童を監護し、かつその生計を維持する方

※1：対象児童の保護者とは

「対象児童の父母及び未成年後見人で、これを監護し、かつ生計を同じくするもの」または「対象児童の祖父母で、これと同居して監護し、かつその生計を維持するもの」をいいます。

## 2. 対象児童

令和5年9月30日（基準日）に多治見市内に住所を有する中学3年生等 ※2

※2：中学校に就学していない児童であっても、同年齢の者は対象

## 3. 支給額

### 対象児童1人あたり3万円

## 4. 支給手続き

本給付金に「積極支給（申請なしで受け取れる制度）」はありません。申請に基づく支給となります。

■公立学校に児童が就学している場合

学校を通じて申請書類をお渡しします。書類記入及びご提出後、審査を行い本給付金の支給を行います。

【提出先】 保険年金課、子ども支援課、教育委員会、市内中学校（8校）

【提出方法】 郵送または提出先へ直接提出（令和6年1月31日 必着 当日消印有効）

■私立学校に児童が就学しているまたはその他

申請書を児童住所宛てに発送します。書類記入及びご提出後、審査を行い本給付金の支給を行います。

【提出先】 保険年金課、子ども支援課、教育委員会

【提出方法】 郵送または提出先へ直接提出（令和6年1月31日 必着 当日消印有効）

### 【ご注意ください】

※上記の口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

※各種届出は、多治見市ホームページからダウンロードしていただくか、お問い合わせください。



「高等学校就学準備等給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

■お問い合わせは下記までお電話ください。

多治見市高等学校就学準備等給付金 窓口 0572-23-5732

（受付時間：平日8:30～17:15）

